改定通信医１６０４８号
平成１７年１０月２７日

レセプト電算処理システム関係メーカ等　各位

支払基金／情報管理部
国保中央会／電算管理部

平成１６年４月版コメントマスター登録内容の新設及び
レセプト特記事項の記録に関する留意点について

このことについては、平成１７年１０月２６日付け保医発第１０２６００１号により「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正が行われたことから、下記のとおり追加・変更しますので、適切に記録していただきますよう、よろしくお願いします。

なお、「診療報酬情報提供サービス」HP のマスターファイルは、本日中に更新されます。

記

１　コメントマスターの新設について

コメントコード	コメント文
８２０００００５３	（検選）
８２０００００５４	（リハ選）
８２０００００５５	（精選）

以上、３コードを新設しますが、制限回数を超えて行う当該診療行為名称、徴収した特別の料金及び回数についてはコメントコード「８１０００００００１」を使用し、フリーコメントにて記録願います。

なお、診療行為コードによる記録は行わないよう、ご留意願います。

２　特記事項項目の記録について

レセプト共通レコードのレセプト特記事項項目に、先進医療を実施した場合は「13」と、制限回数を超えて行う診療を実施した場合は「14」と記録願います。

なお、レセプトには、それぞれ「１３先進」、「１４制超」と印字されます。

３　適用開始について

上記１及び２ともに平成１７年１０月診療分から適用となります。

写

保医発第1026001号
平成17年10月26日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
　老人医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

今般、「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準を定める件」（平成17年厚生労働省告示第440号）、「厚生労働大臣の定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定する回数を超えて受けた診療を定める件」（平成17年厚生労働省告示第446号）等が公布され、それぞれ平成17年10月１日から施行されたことに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

１　別紙１Ⅱ第３の２(15)の表中第05の項を次のように改める。

ｺｰﾄﾞ	略号	内　　容
０５	高度	特定承認保険医療機関の承認に係る高度先進医療を実施した場合（この場合にあっては、当該高度先進医療の名称及び当該高度先進医療について徴収した費用の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。）

２　別紙１Ⅱ第３の２(15)の表中第12の項の次に次のように加える。

ｺｰﾄﾞ	略号	内　　容
１３	先進	地方社会保険事務局長に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合（この場合にあっては、当該先進医療の名称及び当該先進医療について徴収した特別の料金の額を「摘要」

		欄の最上部に記載すること。)
１４	制超	「厚生労働大臣の定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定する回数を超えて受けた診療」（平成17年厚生労働省告示第446号）（以下、「制限回数を超えて行う診療」という。）に係る診療報酬の請求である場合（この場合にあっては、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を「摘要」欄へ記載すること。）

3　別紙１Ⅱ第３の２(29)のエを次のように改める。

エ　出血・凝固検査、血液化学検査、内分泌学的検査、腫瘍マーカーに掲げる検査（「制限回数を超えて行う診療」に係るものを除く。）、肝炎ウイルス関連検査又は自己抗体検査（これらの所定点数を準用する場合を含む。）をそれぞれ多項目の包括の規定を適用して算定した場合であっても、回数と点数を「点数」欄に記載し、「摘要」欄にそれらの検査名又は略称を他の検査と区別して記載すること。(以下略)

4　別紙１Ⅱ第３の２(29)に次のように加える。

テ　「制限回数を超えて行う診療」に係る検査を実施した場合は、次の例により「摘要」欄に「検選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他の検査と区別して記載すること。

〔記載例〕

末梢血液一般検査　　27×１
末梢血液像　　22×１
（検選）
ＡＦＰ　　400円×１

5　別紙１Ⅱ第３の２(31)に次のように加える。

ス　「制限回数を超えて行う診療」に係るリハビリテーション又は精神科専門療法を実施した場合は、次の例により「摘要」欄に「リハ選」又は「精選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他のリハビリテーション又は精神科専門療法と区別して記載すること。

〔記載例１〕

理学療法(I)（個別療法）　　250×９
実施日数　３日
（リハ選）
理学療法(I)（個別療法）　2,500円×１

〔記載例２〕

精神科デイ・ケア(小規模)　　550×５
（精選）
精神科デイ・ケア　　5,500円×１

6　別紙１Ⅱ第３の２(40)のオを次のように改める。

オ　特定承認保険医療機関の承認に係る高度先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「高度」と記載するとともに、当該高度先進医療の名称及び当該高度先進医療について徴収した費用の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。

7　別紙１Ⅱ第３の２(40)に次のように加える。

シ　地方社会保険事務局長に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「先進」と記載するとともに、当該先進医療の名称及び当該先進医療について徴収した特別の料金の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。

ス　「制限回数を超えて行う診療」に係る診療報酬の請求については、「特記事項」欄に「制超」と記載すること。また、実施した検査、リハビリテーション又は精神科専門療法ごとに、「摘要」欄に「検選」、「リハ選」又は「精選」と記載し、併せて当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を記載すること。

8　別紙１Ⅲ第３の２（28）に次のように加える。

マ　「制限回数を超えて行う診療」に係るリハビリテーションを実施した場合は、次の例により「摘要」欄に「リハ選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他のリハビリテーションと区別して記載すること。

〔記載例〕

言語聴覚療法(Ⅰ)（個別療法）　　250×９

実施日数　３日

（リハ選）

言語聴覚療法(Ⅰ)（個別療法）　2,500円×１

9　別紙１Ⅲ第３の２（36）のウを次のように改める。

ウ　特定承認保険医療機関の承認に係る高度先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「高度」と記載するとともに、当該高度先進医療の名称及び当該高度先進医療について徴収した費用の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。

10　別紙１Ⅲ第３の２（36）に次のように加える。

コ　地方社会保険事務局長に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「先進」と記載するとともに、当該先進医療の名称及び当該先進医療について徴収した特別の料金の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。

サ　「制限回数を超えて行う診療」に係る診療報酬の請求については、「特記事項」欄に「制超」と記載すること。また、実施したリハビリテーションごとに、「摘要」欄に「リハ選」と記載し、併せて当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を記載すること。

（参考：新旧対照表）

○「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）

現　　行

別紙１　診療報酬請求書等の記載要領
Ⅱ　診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
第３　診療報酬明細書の記載要領（様式第２）
　２　診療報酬明細書の記載要領に関する事項
　(15)　「特記事項」欄について
　　記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。

コード	略　号	内　　容
０１　～　０４　（略）		
０５	高度	特定承認保険医療機関において厚生労働大臣の承認を受けた高度先進医療を実施した場合（この場合にあっては、当該承認を受けた高度先進医療の名称を「摘要」欄の最上部に記載すること。）
０７　～　１２　（略）		

改　　正　　後

別紙１　診療報酬請求書等の記載要領
Ⅱ　診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
第３　診療報酬明細書の記載要領（様式第２）
　２　診療報酬明細書の記載要領に関する事項
　(15)　「特記事項」欄について
　　記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。

コード	略　号	内　　容
０１　～　０４　（略）		
０５	高度	特定承認保険医療機関の承認に係る高度先進医療を実施した場合（この場合にあっては、当該高度先進医療の名称及び当該高度先進医療について徴収した費用の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。）
０７　～　１２　（略）		
１３	先進	地方社会保険事務局長に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合（この場合にあっては、当該先進医療の名称及び当該先進医療について徴収した特別の料金の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。）
１４	制超	「厚生労働大臣の定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定する回数を超えて受けた診療」（平成 17 年厚生労働省告示第 446 号）（以下、「制限回数を超えて行う診療」という。）に係る診療報酬の請求である場合（この場合にあっては、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を「摘要」欄

		へ記載すること。）

(29)　「検査」欄について

ア～ウ（略）

エ　出血・凝固検査、血液化学検査、内分泌学的検査、腫瘍マーカーに掲げる検査、肝炎ウイルス関連検査又は自己抗体検査（これらの所定点数を準用する場合を含む。）をそれぞれ多項目の包括の規定を適用して算定した場合であっても、回数と点数を「点数」欄に記載し、「摘要」欄にそれらの検査名又は略称を他の検査と区別して記載すること。（以下略）

オ～ツ（略）

(29)　「検査」欄について

ア～ウ（略）

エ　出血・凝固検査、血液化学検査、内分泌学的検査、腫瘍マーカーに掲げる検査（「制限回数を超えて行う診療」に係るものを除く。）、肝炎ウイルス関連検査又は自己抗体検査（これらの所定点数を準用する場合を含む。）をそれぞれ多項目の包括の規定を適用して算定した場合であっても、回数と点数を「点数」欄に記載し、「摘要」欄にそれらの検査名又は略称を他の検査と区別して記載すること。（以下略）

オ～ツ（略）

テ　「制限回数を超えて行う診療」に係る検査を実施した場合は、次の例により「摘要」欄に「検選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他の検査と区別して記載すること。

〔記載例〕

末梢血液一般検査　27×1
末梢血液像　22×1
（検選）
ＡＦＰ　400円×1

(31)　「その他」欄について

ア～シ（略）

(31)　「その他」欄について

ア～シ（略）

ス　「制限回数を超えて行う診療」に係るリハビリテーション又は精神科専門療法を実施した場合は、次の例により「摘要」欄に「リハ選」又は「精選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他のリハビリテーション又は精神科専門療法と区別して記載すること。

〔記載例１〕

理学療法(Ⅰ)（個別療法）　250×9
実施日数　３日
（リハ選）
理学療法(Ⅰ)（個別療法）　2,500円×1

〔記載例２〕

精神科デイ・ケア（小規模）　550×5
（精選）
精神科デイ・ケア　5,500円×1

(40)　その他

ア～エ（略）

(40)　その他

ア～エ（略）

オ　特定承認保険医療機関において、厚生労働大臣の承認を受けた高度先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「高度」と記載するとともに、当該承認を受けた高度先進医療の名称を「摘要」欄の最上部に記載すること。
カ～サ(略)

Ⅲ　歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
第３　歯科診療に係る診療報酬明細書の記載要領（様式第３）
２　歯科診療に係る診療報酬明細書の記載要領に関する事項
(28)　全体の「その他」欄について
ア～ホ(略)

(36)　その他
ア、イ(略)
ウ　特定承認保険医療機関において、厚生労働大臣の承認を受けた高度先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「高度」の表示を記載するとともに、当該承認を受けた高度先進医療の名称を「摘要」欄の最上部に記載すること。
エ～ケ(略)

オ　特定承認保険医療機関の承認に係る高度先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「高度」と記載するとともに、当該高度先進医療の名称及び当該高度先進医療について徴収した費用の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。
カ～サ（略）
シ　地方社会保険事務局長に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「先進」と記載するとともに、当該先進医療の名称及び当該先進医療について徴収した特別の料金の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。
ス　「制限回数を超えて行う診療」に係る診療報酬の請求については、「特記事項」欄に「制超」と記載すること。また、実施した検査、リハビリテーション又は精神科専門療法ごとに、「摘要」欄に「検選」、「リハ選」又は「精選」と記載し、併せて当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を記載すること。

Ⅲ　歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
第３　歯科診療に係る診療報酬明細書の記載要領（様式第３）
２　歯科診療に係る診療報酬明細書の記載要領に関する事項
(28)　全体の「その他」欄について
ア～ホ(略)
マ　「制限回数を超えて行う診療」に係るリハビリテーションを実施した場合は、次の例により「摘要」欄に「リハ選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他のリハビリテーションと区別して記載すること。
〔記載例〕
言語聴覚療法(Ⅰ)（個別療法）　250 × 9
実施日数　３日
（リハ選）
言語聴覚療法(Ⅰ)（個別療法）　2,500円 × 1

(36)　その他
ア、イ(略)
ウ　特定承認保険医療機関の承認に係る高度先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「高度」と記載するとともに、当該高度先進医療の名称及び当該高度先進医療について徴収した費用の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。
エ～ケ(略)
コ　地方社会保険事務局長に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「先進」と記載するとともに、当該先進医療の名称及び当該先進医療につい

	て徴収した特別の料金の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。 サ　「制限回数を超えて行う診療」に係る診療報酬の請求については、「特記事項」欄に「制超」と記載すること。また、実施したリハビリテーションごとに、「摘要」欄に「リハ選」と記載し、併せて当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を記載すること。